



### 整骨院・接骨院を受診した方へ

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405、1406）

川俣町では、国保税を公平かつ適切に運用し医療費の適正化を図る一環として、整骨院・接骨院の療養費支給申請書の内容点検を実施します。

#### ■対象となる期間

令和 2 年 7 月・10 月 令和 3 年 1 月・4 月

#### ■対象となる方

整骨院・接骨院を受診した国民健康保険加入者  
整骨院・接骨院を受診した方々に、受けた施術が申請内容と一致しているか確認させていただくため照会状をお送りしております。

※調査は、業務委託をしている株式会社日本サポートサービスが行います。

### ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係（内線 1505）

町内の事業所に就職または転職を考えている方や、様々な事情によって現に生活が困窮している方などを対象として、ふくしま生活・就職応援センターの相談員（ジョブプランナー）による就職相談会を開催します。

■日時 8 月 20 日(木) 午後 1 時～4 時

■場所 川俣町役場 1 階 相談室 1

■定員 なし（予約することも可）

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。

■相談内容 就職相談、職業紹介、応募書類の書き方

■相談員 ふくしま生活・就職応援センターの相談員

■その他 ・予約不要、相談費用も無料（予約受付も検討）  
・雇用保険受給者には、利用証明書も発行します。

### 今月の行政相談

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

■日時 8 月 11 日(火) 午後 1 時 30 分～4 時

■場所 川俣町役場 1 階 相談室 1

■行政相談員 神野幸一相談委員（Tel 566-3978）、齋藤幸子相談委員（Tel 566-4020）は電話でも受け付けています。

### お勧めします。口座振替制度

問 福島県県北地方振興局県税部（Tel 521-2682）

個人事業税については、金融機関の預金口座から自動的に納めることができる口座振替の制度がありますので、是非ご利用ください。（手続用紙は、納税通知書に同封してあります。また、県北地方振興局県税部窓口にも用意してあります。）

### 個人事業税のお知らせ

問 福島県県北地方振興局県税部（Tel 521-2692）

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法令で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。今年度課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から 8 月 11 日頃に納税通知書をお送りする予定です。納期限は第 1 期分が 8 月 31 日まで、第 2 期分は 11 月 30 日までの 2 回に分けて納めていただくことになっていますので、納期内の納付をお願いします。

ただし、税額が 1 万円以下の場合は、8 月 31 日までに一括して納めていただくことになります。

### 後期高齢者医療制度の保険料率について

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2 年ごとに保険料率の見直しを行っていますが、令和 2・3 年度の保険料率は以下のとおり改定されました。

区分	現行の保険料率 (平成 30 年度 ・令和元年度)	新しい保険料率 (令和 2 年度 ・3 年度)	増減幅
均等割額	年間 41,600 円	年間 43,300 円	+ 1,700 円
所得割率	年間 7.94%	年間 8.23%	+ 0.29%

保険料率の引き上げは、医療給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇などが影響しています。

川俣町役場から後期高齢者医療保険料の通知書を 8 月 12 日(水)に発送しますので、被保険者ごとの保険料については通知書をご確認ください。

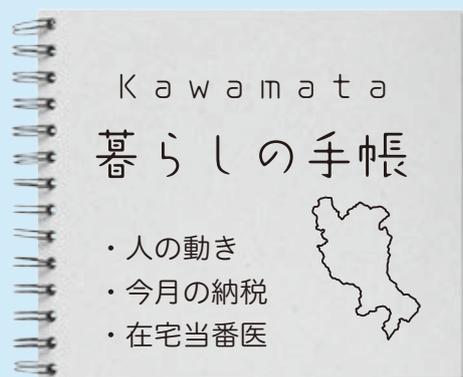
### 後期高齢者医療保険料の減免について

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年と比べて 3 割以上減少した方などは、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

減免の適用には要件がありますので、詳しくは標記担当までお問合せください。

なお、減免を受けるためには申請書の提出が必要となります。提出が遅れると、減免対象となる納期が少なくなりますのでご注意ください。



## 8月

### 人の動き -population-

令和2年7月1日現在（前月比）

人口 12,770 (-32)

男	6,473	(-18)
女	6,297	(-14)
世帯	5,409	(-3)

### 今月の納税 -tax payment-

町県民税2期

国民健康保険税2期

介護保険料普通徴収2期

後期高齢者医療保険料普通徴収1期

納期限は8月31日(月)です。

### 在宅当番医 -doctor-

#### ◇◇◇8月◇◇◇

2日	村上医院	TEL 565-3637
9日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
10日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
16日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
23日	済生会春日診療所	TEL 566-2707
30日	済生会川俣病院	TEL 566-2323

#### ◇◇◇9月◇◇◇

6日	佐藤医院	TEL 566-2321
13日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
20日	村上医院	TEL 565-3637
21日	あんざい整形外科クリニック	TEL 565-3511
22日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
27日	鈴木内科医院	TEL 565-2688

※あんざい整形外科クリニックには、2名（整形外科、内科含む）の医師が在所しています（在宅当番医時のみ）。



## 行政

### 限度額適用認定証について

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405、1406）

世帯全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、ひと月に1つの医療機関の窓口で支払う自己負担額が、自己負担限度額までとなるほか、入院時食事生活療養費の減額適用を受けることができます。

また、住民税課税世帯の方は、「限度額適用認定証」を提示すると、ひと月に1つの医療機関の窓口で支払う自己負担額が、自己負担限度額までとなります。いずれもこの制度は、更新・申請手続きが必要です。入院する場合は、医療費が高額になることが予想されますので、必ず「認定証」の交付申請をしてください。

■申請に必要なもの 国民健康保険証と印鑑

※住民税非課税世帯の方で過去1年間で90日以上入院があった方は、入院日数がわかるもの（領収書など）もお持ちください。

■申請先 標記担当まで

### 国民健康保険高齢受給者証について

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405、1406）

「国民健康保険高齢受給者証」が、定期更新により、令和2年8月1日から新しくなります。

国民健康保険加入者の方で70歳誕生日の翌月から75歳誕生日の前日までに、医療機関を受診するときは「国民健康保険被保険者証」と一緒に「国民健康保険高齢受給者証」を窓口で提示することで、自己負担割合が軽減されます（現役並みの所得者は除く）。

8月からご使用いただく「国民健康保険高齢受給者証」（白色）は、7月下旬に郵送しておりますので、ご確認のうえ医療機関を受診願います。

### 後期高齢者医療保険証について

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405、1406）

「後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）」が、令和2年8月1日から新しくなります。

定期更新により、7月31日までご使用いただきましたオレンジ色の被保険者証からピンク色の被保険者証に変わります。8月からご使用いただく被保険者証は、7月下旬に福島県後期高齢者医療広域連合の「白い封筒」で郵送しております。

なお、古い被保険者証は誤使用や詐欺被害を防ぐため8月以降に標記担当係までご返却ください。